

Title	新たに貸借理論を闡明して貸借対照表の形式論に及ぶ
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.11 (1915. 11) ,p.1273(69)- 1286(82)
JaLC DOI	10.14991/001.19151101-0069
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151101-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を有したりとせんか、誰か貿易上國外に輸送せられたる我が貨幣が懸て巨大なる利潤と共に再び金銀の形態に於て必然我に歸來するを疑ふものぞ、而して他方に於て已が貨幣を輸送する國民は自國の商品を有すること僅少なるものなりとせば何時何人の手に由るを問はず正貨の輸出を自由に許容する地方に於て吾人が常に見るが如き財貨の充實は如何にして之を獲取し得たるや、凡そ人間の行動は其結果を待つて始めて是非の判斷を下し得可し、貿易のこと亦是に漏れず、單に事業の端緒を見て輕々に皮相の推斷を下すものは終に事の真相を誤るの失あり。彼の春播の時季に際し良穀を地に投ずる農夫の行爲のみを見るものは彼を以て農夫にあらずして寧ろ狂夫なりと思惟す可し、然も彼が努力の終局たる收穫時に於ける其勞力を考量する時は吾人は彼が行爲の尊重す可き豐滿なる所産を發見することを得可し云々、此結末の一句は後年 Adam Smith に由りて其著 Wealth of Nations の第四編第一章に引用せられて未だ Mun の著書を手にしたることなきものも尙ほ克く之を知るに至れり、此章句中 Ashley 版に頗る不注意なる誤寫あり、讀む人注意せらる可し。

——(未完)——

新たに貸借理論を闡明して貸借 對照表の形式論に及ぶ。

三 邊 金 藏

複式簿記に於ける貸借理論の説明には從來凡そ三種の様式あり。

一、總ての勘定科目を人格化し、あらゆる取引は此等人格の營業主に對する「貸借」なりと説くもの、

一、複式簿記は代數學等式の應用に外ならずして其最簡單なる形は

貸借對照表の形式論に及ぶ

又は單に 貸借對照表

にて是を示すを得可しとなし、次に一切の取引を交換取引、損益取引、混合取引の

三種に別ち價值の「加減」と言ひながら説明を下すもの、及び

一、總ての勘定科目を有價物件と見做し、此等有價物件の交換即ち取引より生ずる財産の増減變化を營業主の主觀的見地より記入するものなりと説くもの、即ち是れなり。

就中第三の様式は余輩の嘗つて義塾商工部に於て簿記を講説せる際、試みに採用せるものに屬し、従つて世間に其類例ありや否や定かなるにあらざれども、併し一個の説明様式として其存在の必無を期し難きが故に、今敢て此處に之を載録し論評の標的とせんに、此説明様式に於ては、所謂「出し貸し」入り「借り」にして「貸借」は「出入」若くは「授受」となるを見るも、然かも何故「貸借」と言ひて「出入」又は「授受」と言はざるか其理由を審にする能はず、即ち此様式が簿記入門者に一應貸借仕譯の方法を會得せしむるに足りて、然かも貸借の本質を十分に闡明するに足らざる所以なり。加之、勘定科目を總て有價物件と見做すと説くは、是を人格化すと説くが如く、然かく假想的ならず、少くとも然かく理解に困難ならず、是れ此様式が第一様式に優る所

以なり」と雖然かも事實に遠き假想を用ゆるの點に於ては彼此同斷にして擇ぶところなきなり。

次に第二の説明様式は主として獨米兩國の學者中に其唱導者を見る所にして、其 $\text{貸借} = \text{貸} + \text{借}$ となす理由を説明して Es ist für das Verständnis der Buchhaltung von grundlegender Bedeutung, dass man in dieser Gegenüberstellung nicht bloss eine selbstverständliche analytische Gleichung erfährt, sondern die tiefere Bedeutung derselben erfasst; sie ist nämlich eine Gegenüberstellung der Tauschwerte der realen, in greifbarer Form existierenden nach wirtschaftlichen und rechtlichen Kategorien gesonderten Bestandteile des Gesamteigentums einer Sonderwirtschaft und des daraus resultierenden Abstraktums, das Vermögen des Wirtschaftsinhabers usw. (I. F. Schär; Buchhaltung und Bilanz, S. 12) (此對立に於て單に彼の自明なる分析的等式を認むるに止らず却つて其深重なる意義を觀取するは簿記を理解するが爲めに根本的重要事たり。即ち彼の對立は特種經濟の總財産の現實なる、詳言すれば觸知し得可き形體にて存し、經濟的及法律的範疇に従ひて類別せらるゝ其構成要素の交換價值と、是より生ずる抽象即ち當該經濟所有主の資産との對立なるなり)と言ふに於ては吾人は是に非難の加ふ可きを見ずして却つて大に傾聽す可きものあるを思ふ。然れ

ども此説明様式に於て「貸借」と言ふは(十二)と言ふ程の意となり、結局「貸借」なる語を無意味に化し去るは、貸借理論の解釋として決して上乘なるものと言ふ可からず、即ち世上に非難ある點にして「貸借」の本質を闡明するに足らざる證左たるなり。

夫れ然り、然らば第一の様式は如何？ 此様式に於ては勘定科目を人格化して是を營業主と對せしむるが故に「貸」と言ひ「借」と言ふは其本來固有の意義を失ふことなし。故に此點より論すれば此様式は他の二つの何れよりも優れるものと言はざる可からず、即ち從來我邦に行はるゝ解説が、取引は相等しき價格の交換なりと説き起して演繹的に説明するものも、取引を其構成要素に分解し、此等要素の結合關係を明にして歸納的に解説すと稱するものも、共に等しく此様式に屬し其外に出づるものなき所以なるべしと雖、然かも此様式に於て勘定科目を人格化するは事實に遠き一個の大なる假想にして常人の容易に會得し難き所なるのみならず、其然かく大なる假想を設けてまでも「貸借」なる語を支持せんとするは抑も何故なりや其理由も亦た悉く審なりと言ふ可からず。是れ此様式の缺點にして吾人が此を以て自ら満足する能はず恣に私案を立つる所以なるなり。

然らば余輩の私案とは何ぞや。

一、企業を人格化して是を資本主と對立せしめ、總ての勘定科目を資本主に屬するものと企業に屬するものとに大別し、企業に屬する勘定科目の下に於ては企業が該勘定科目の形にて資本主より若干價值を借り若くは貸すと解し、資本主に屬する勘定科目の下に於ては資本主が當該勘定科目の形にて企業より若干價值を借り若くは貸すと解す。而して斯くの如く企業を人格化して資本主と相對せしめ、總ての勘定科目を資本主に屬するものと企業に屬するものとに別ちて兩々相對せしむる其根本的理由は、財産の具象的構成要素たる各種の財の價值を一方に列ね、企業に屬する勘定科目、他方に抽象的觀念として其合計を置き(資本主に屬する勘定科目)雙方に就きて計算を進むるときは記入に誤なき限り常に必らず一個の等式を得可き道理、換言すれば企業の資本主に負ふ所の全體は、資本主の企業に貸す所の全體と等しかるべき道理なれば、彼此相對照して以て記帳の正否を検し得るが故なりと説くもの、即ち是れなり。

今進みて此説明様式の價值を説くに先ち二三の例をとりて豫め其適用を明にせんならば例へば

資本として現金一千圓を元入す

の如き取引は、資本主は資本なる形にて現金一千圓を企業に貸す、企業は現金なる形にて資本金一千圓を資本主より借る、と解し、

借方	現金	貸方	現金	貸方
	1,000		1,000	

營業費として現金一百圓を仕拂ふ、

と云ふが如き取引は、企業は現金なる形にて營業費一百圓を資本主に貸す、資本主は營業費なる形にて現金一百圓を企業より借る、と解す、

借方	現金	貸方	營業費	貸方
	100		100	

現金にて商品を買入る價三百圓也

の如き取引は、企業は資本主を相手として現金なる形にて三百圓を貸し、其に代へて直ちに商品なる形にて三百圓を借る、と解し

借方	現金	貸方	商品	貸方
	300		300	

甲某より掛にて商品を買入る價五百圓也

の如き取引は、企業は甲某に對して債務を負ふなる形にて五百圓を資本主に貸すと共に商品なる形にて之より五百圓を借る、と解するなり。

借方	甲某	貸方	商品	貸方
	500		500	

然り而して一定時期に於て締切り手續を行ひ、各勘定を整理し蒐集するときば常に

企業の資本主に貸ふ債務—企業の資本主に對する債權

= 資本主の企業に對する債權

なる等式を得可きにして、然からざるときは以て記入に誤ある一證となす可きなり。

依是觀之、此説明様式は立論の根底を 誤り なる等式に置き、貸借の説明には近世企業に相應しき其人格化を用ゆるものなるを知る、其基礎の質實にして動かし難く、其所説の自然にして無理なきは即ち是が爲めなり。余輩が此説明様式を以て貸借原理を説明する上に於て舊來の諸様式を凌ぐこと正さに數段なりとして世に奨めんとする所以於て是乎明白なる可し。斯く言はば人或は余輩が企業の人格化を用ゆるを指して、是は之れ果して何ぞや、此も亦た一個の假想にあらずや、自ら企業の人格化てふ假想を用ゐながら他人が勘定科目の人格化を用ゆるを笑ふは是れ却つて笑ふ可きにあらずや、と詰らんかなれども、如斯は企業の性質を正解せざるより來る言にして、一度企業が其自らの存在を有し企業に與る者の意思に依りて直接支配せらるることなく却つて逆まに其意思を左右するものなりとなす方、寧ろ事の真相を得たるものなるを知らば、立所に消失し去る可きなり、乃ち併せて此處に辨し置くものなり。

二

以上説く所に依りて余輩は貸借理論の解説として最も合理的なるものは企業を人格化して資本主と對立せしむるものに外ならずとの主張を立し了りたるが、此説は更らに貸借對照表の形式に就きて世上に行はるゝ幾多の論争を判定する一道の光明たるやの觀あり。以下乃ち之を説かんに、凡そ世人が毎結算期に於て作成す可き貸借對照表の題目に就きて、或は左側に「借方即ち資産」と記し右側に「貸方即ち負債」と記すを可なりとなし、或は左側に「貸方即ち資産右側に「借方即ち負債」と記すを可なりと説き、又た或は左側に「資産右側に「負債」と記すのみにて「借方」「貸方」の語は全然之を省略するを可なりと主張し、互に對峙して降らざる所以のものは、主として、貸借對照表と資産負債表と二者の間自ら差別すべきものあるを覺らざる點にありとす。蓋し貸借對照表と資産負債表と二者自ら別なること明白なるに至れば、前者の唯一の題目は借方(通側左側)貸方(通側右側)を措きて他にあり得可き筈なく、後者唯一の題目は資産(通例左側)負債及資本(通例右側)の外にあり得可き筈なきの理も亦た明白たるが故に、何れの題目が最も適當なりやの如き論争は全然生

起す可き餘地なきに至ればなり。

夫れ然り、然らば世人は何故貸借對照表と資産負債表との區別を湮滅するに至りたるや、兩者の區別は果して那邊に存するや。今前節説く所をとりて之を見るに、一定時期に於て締切り手續を行ひ、各勘定を整理蒐集するときはその結果は記帳に誤なき限り必らず

$$L - A = C$$

L = 企業の資本主に負ふ債務(借方)

A = 企業の資本主に對する債權(貸方)

C = 資本主の企業に對する債權(貸方)

なる等式にて表る可し。然るに此式は之を變じて

$$L = A + C$$

となすを得、而して然る時は帳簿の借方に表はれたる項目、價值を一方に、帳簿の貸方に表はれたる項目、價值を他方に配置したるものとなる。即ち貸借對照表にして次の如く定義するを得可し、

「貸借對照表とは複式簿記の原理に據りて記入せられたる帳簿の締切り手續完

了せる際各勘定口座に残存する殘高を一表中に布置せるものなり」

然るに「 $L = A + C$ 」は是を資本主の主觀的見地より觀察すれば、「 L 」は其資産たるべく、「 A 」は其債務たるべきが故に、結局 増減 L 増減 A 増減 C となり、資本主の資産負債の狀態を示すものとなる。即ち所謂資産負債表にして是を定義して次の如く言ひ得可し。

「資産負債表とは資産の項目、價值を一方に、負債及資本の項目、價值を他方に對置して人の財産狀態を示せるもの也。」

夫れ等しく「 $L = A + C$ 」なり。然るに簿記の見地より客觀すれば貸借對照表たり、資本主の見地より其財産狀態を示すものとして主觀すれば資産負債表たり、一にして二、二にして一なるが如し。即ち世人が誤り認めて貸借對照表又の名を資産負債表と云ふとなす所以にして頓て又た兩者の區別を湮滅するに至りたる所以なり。蓋し一應無理なきところならんも、然かも正確には一の見地よりすれば彼の名ありて此名なく、他の見地よりすれば此名ありて彼の名なしと言ざる可からず。兩者各異なる定義を必要とするは即ち是が爲めにして、二者一なるが如くにして實

は依然として二たるの實も於是乎亦た自ら明白なりと謂ふ可し。且つ夫れ資産負債表は必要なる材料だにあらば複式簿記に據らずとも猶ほ能く是を作成し得可きも貸借對照表は決して然ること能はざるなり、即ち又た兩者相異の一證にして貸借對照表を目して資産負債表となすは或は可、資産負債表を目して貸借對照表となすに至つては斷じて不可なる所以なり。

何れにせよ、貸借對照表と資産負債表と同じからざること正さに如斯なりとすれば貸借對照表の題目として「資産負債」を選び資産負債表の題目として「借方貸方」を撰ぶは共に大なる誤なりとす。之れ即ち余輩が前者唯一の題目は「借方貸方」にして、後者唯一の題目は「資産負債」の外にあることなしと斷言する理由たるなり。

乍併以上の所説は未だ以て問題の總てを盡したりと謂ふ可からざるなり、蓋し貸借對照表と資産負債表と二者同一ならずとすれば、結算期に於て作成す可きものは兩者の何れなりや、是れを之れ明にするにあらずんば貸借對照表の形式論は完全に終了せりと謂ひ難ければなり。今商法第二十六條を卒讀して……貸方借方の對照表云々とあるを見れば作成す可きものは貸借對照表たること勿論なるが如

く思惟せらる可しと雖、然かも沈思一番すれば未だ遽かに然りと斷言し難きものあるを見る可し。何となれば、

第一、商法に所謂「貸方借方」の對照表なるものは商法學者の言ふところに從へば、商人の財産を資産(借方)及負債(貸方)に分ちて對立せしめたる表なり、又は財産目錄の摘要を記載したるものにして貸方と借方とに分ちて一見直ちに其過不及を知るの用に供するものなり、なるが故に此を以て簿記學上に所謂貸借對照表なるものに相當すとなすよりは、寧ろ吾人の先きに所謂資産負債表に相當すとなすの却つて眞實に近きものあるが如くなればなり。勿論此理由に對しては次の如き非難あり得可し、曰く「貸方借方」の對照表に對する商法學者の右の如き解は、其實貸借對照表と資産負債表との區別を明にせざる簿記學者從來の説に因みて生せるものにして其本來の意思は彼の貸借對照表を説くにありと。乍併余は左る非難に對しては却つて左の如く説くものなり、曰く「商法本來の意圖は資産負債表を説くにありたるが世間の實際に於て貸借對照表と資産負債表とを同一視するものあるより深く穿議を加ずして「貸方借方」の對照表と稱せるものなりと、是れ強辯なるが

如しと雖第二の理由と合せ考ふれば必しも然らざるを見ん也。

第二、商法第二十六條の規定が眞とに簿記學上に所謂貸借對照表を意味するものなりとせば、立法者は複式簿記の使用を想定して之を規定せるものなりと言ざる可からず、故に我邦の商人の如く複式簿記を使用すること少き者は初めより其規定を遵守する能ずして大部分は違法者となるを免れずとなる、然かも如斯は到底立法の精神と認め難きや勿論なり、即ち複式簿記を想定せざりし一證なるが、複式簿記を想定せずしては又た貸借對照表を説く能ざるが故に、謂ふ所の「貸借對照表は名稱は如何ともあれ其實は資産負債表に外ならざるなり」

依是觀之、世間の所謂貸借對照表の形式論に對する判定は次の如くなるべし、曰く、商法第二十六條に規定せらるゝ貸借對照表とは其實資産負債表なり、故に其題目は資産(通例左側)負債及資本(通例右側)に外ならず其他の題目を附するは誤なりと。

(大正四年九月廿八日稿了)

雜 錄

輿論政治と行政

村田 岩次郎

上古雅典の官吏は任期甚だ短く、然かも再選せらるゝ機會さへなく、國家の行政は Amateurs の管掌する所にして、就官者に於ても永く其の地位に止まりて行政上の知識経験を蓄積するの期待を有せざりき。然かも是等の Amateurs は別に専務行政官の補助指導を仰ぎたるにあらず。奴隸を使用して國家の雜務を取扱はしめたることあり、時としては公建設物の爲めに専門の建築家を採用する等の事は之有りしと雖、這は寧ろ例外の場合にして、原則としては自由民の中より抽籤にて選ばれたる任期一年の官吏が

専務官の力を藉らずに國家の行政事務を處理したりしなり。公道の修築管理の爲めに専務の土木官有りしにあらず。財務管掌の爲めに専務の理財官有りしにあらず。租税の徵收支出、其他の諸事は多くの場合に於て専門の知識なき Amateurs に依りて執行せられき。當時雅典の市民は信ずらく、「斯くの如き制度は民衆政治に必要缺く可からざる所なり。如何となれば斯かる制度の下に於て始めて市民の自由と平等とを維持保障し得べければなり」と。然らば當時斯の制度を運用するに方りて何等の不便なかりしやと云ふに、概して成績良好なりき。是れ蓋し當時の比較的單純なる社會に在りては市民の日常生活に於ける知識と經驗とは國家の行政事務を處理するに方りて多くの不便を感ぜしめざりしに由る。

羅馬人は希臘人程に民主的なること能はざりしと雖も、官職の轉換を頻繁に行ひしこと猶希